

会 議 録

会議の名称	豊中市特別職報酬等審議会		
開催日時	平成27年(2015年)12月24日(木) 10時00分～11時30分		
開催場所	市役所議会棟2階大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	総務部人事課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	宮本又郎、吉村直樹、山田徹、久野豊子、久山信子、吉田拓真、相原洋、清水聖子、西田健太郎(計9名)	
	事務局	(説明員) 総務部長 菊池秀彦 総務部人材育成長 中尾栄一 総務部人事課長 大澤亮太 総務部職員課長 蓬萊秀夫 財務部財政課長 田上淳也 市議会事務局長 五嶋保弘 市議会事務局次長兼総務課長 尾林佳子	
	その他	総務部人事課 倉田仁一、西岡良和、山田純也	
議題	1. 特別職の報酬等について 2. 政務活動費について 3. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

審議等の概要（主な発言要旨）

1. 市長の挨拶

審議会の開催に先立ち、淺利市長から次のような挨拶があった。

（要旨）

日頃は豊中市政発展のために温かいご理解・ご支援を賜っておりますことに、この席をお借りして改めて感謝を申し上げます。

さて、特別職の報酬等の額につきましては、平成23年度に、本審議会から平均6.7%引き下げる答申をいただき、平成24年3月議会において関係条例を改正し、平成24年4月から施行いたしました。また、昨年度においては、特別職の報酬等について本審議会として様々な視点からのご意見をとりまとめでいただき、ご報告をいただいたところです。

「特別職の報酬等」につきましては、本年度におきましては、「諮問」はいたしておりませんが、本日は、他市の状況や本市の財政状況のほか、政務調査費の収支報告などにつきまして、事務局からご説明させていただくことにしております。

2.（案件1）特別職の報酬等について

事務局から資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、豊中市の特別職報酬等の減額状況をはじめ、大阪府内や近隣都市・類似都市の報酬等の動向、議会の活動状況などについて説明を行った。

また、「豊中市財政関係資料」に基づき、本市の財政状況について説明を行った。

（質疑・意見交換）

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：特別職の報酬について改定を行う際の流れはどのようなものか。

事務局：市長から報酬が適正かどうかの諮問を受け、審議会で審議を行う。審議の結果につき答申をいただき、最終的には議会で条例改正を行うという流れとなる。

委員：この審議会においてゼロベースで増減の議論を始めてもよいのか。

事務局：一般職の給与改定率を参考に議論をいただいている。

委員：そもそも改定をするか否かの議論について、規則上は市長の諮問がない場合議論しないということになっているが。

事務局：規定上はそのとおり。しかし、本年度のように諮問がない場合でもいただいた意見は市長に報告させていただく。本審議会の意見を踏まえ、諮問が必要であるという判断は出てくることもあるため、意見をいただきたい。

委員：たとえば市の財政状況が良くなっているから報酬を上げればいいのかという意見を言ったとしても、世間の雰囲気や、日本全体の経済状況も絡んでくるかと思うので、お示しいただいた資料を見ただけで言うていいような情報があるとは思にくい。

事務局：中核市や府内類似地方公共団体の給料をお示ししているが、このような類似団

体等の状況を見ていく必要がある。豊中市においても財政状況は良くなったとは言っても、行財政改革は引き続き取り組んでいかないといけない状況にある。いろいろな視点から総合的に勘案しながらご意見をいただければと思っている。

委員：給料を上げる状況かどうかは別だが、安倍首相は給料を上げろと言っていたり、国も答申を行っていたりという状況も関係している。一方で一般市民としては上げるのは不愉快といった事情もある。ここでどの程度議論して良いのか。

委員：一般職について言えば国家公務員の場合は人事院が、市町村の場合は人事委員会が独自に行っている。特別職については市長がまず諮問するというルールであるため、市長以外から特別職の給料改定について議論しなさいということはない。市長からの諮問があくまでもスタート地点。しかし、諮問した方がいいのではないかという議論を行うことは可能。その議論については市長に報告するが、それを受けて市長が諮問するかどうかは別問題である。本年度については諮問がないため、給料改定について我々が直ちに議論することはできないということではないか。

委員：平成24年に特別職の報酬を6.8%減額したのは、一般職の方の給料が約6.93%下がったからということだった。一般職の方の給料が平成26年度で0.39%増、平成27年度で1.8%減になっているのはどのような経緯か。

事務局：国の人事院勧告に基づいてそれぞれ改定したものである。

委員：平成27年度については地域手当の関係もあったのではないか。

事務局：地域手当については資料の増減値には含まれていないが、これまで10%であったものが平成27年度から12%に上げられたため、職員の給与全体としては平成26年度と平成27年度で大きくは変わらない。

委員：地域手当が10%から12%へというのはどこでどう決められるのか。

事務局：国の給与改定の仕組みとして、国の人事院勧告に基づき国家公務員の給料が変わっていく。それを参考に地方公共団体も一般職の給料改定を行っていく。平成27年度は給料の総合的見直しがあり、人事院勧告としては給与自体の給料表を下げに行く。その理由は、全国的に見て都市部と地方で給料の差がかなりあるが、それが適切に反映されていないことから、給料表は下げるといふもの。しかし、都市部は民間の給料が高いため、地域の実情に合うように都市部の地域手当を上げる。これによってその地域の民間企業と公務員とのバランスをとっていかうとしたもの。

豊中市は給料表自体はマイナス1.8%だが、地域手当は地域性を加味してプラス2%という形になっており、給与水準としてはこれまでと同様という内容であったためそのような改定を行った。

委員：確認ですが、地方公務員の給与については国家公務員の人事院勧告に準ずるといふことが地方公務員法に書いてあったのではないか。

事務局：地方公務員法には国家公務員の給与に準ずるといふ形ではないが、情勢適応の原則や均衡の原則というのがあり、民間の給与、国家公務員や他の公務員との給与とのバランスを取りながら措置を講じるとされており、明確に国家公務員の給与に準ずるといふものではないと考えている。

委員：平成8年度から平成23年度までの一般職員の給料を下げるということに準じ

て、以前の審議会で特別職の報酬を下げたと思うが、それと同様に考えるのであれば、平成27年度に一般職員の給料を1.8%下げているのに準ずるといふ形であれば、特別職の報酬も1.8%並みの減額があつてもいいのではないか。

下の者が1.8%減額で、上の者が同じ1.8%もしくはそれ以下の減額では、職員のモチベーションにつながらないと思うので、一般職員が1.8%の減額であれば、特別職等は2%など、少しだけ減額幅を大きくすべきではないかと考える。

事務局：平成8年度から平成23年度で6.93%の差が出た際に改定を行ったといふのは、改定率もさることながら、改定額の部分が他の自治体と差が出たといふことがあり、例えば1%単位で改定を行つてしまうと、1万円に満たない額であつても改定を毎年するののかといふ議論がある。少しまとめた形で諮問させていただき、まとまった差が出たときに改定を行うといふ議論があると考へている。

委員：基金について再度説明をお願いしたい。

委員：財政状況等を説明いただいて、市民としては特に震災以降関心が非常に高いところかと思う。このところ黒字に転じているのはうれしいことである。市民へのサービスも幅広くしていただけるものと考えている。

事務局：基金について再度説明させていただきます。

(豊中市財政関係資料4ページについて繰入と実質収支について再度説明)

平成26年度になり、基金繰入運用金残高がゼロになり、実質上の黒字になった。

委員：基金から一般会計が借り入れているといふことか。

黒字になると基金に入るのか。

事務局：借り入れていた分を返しているのだから、基金に表れてきている。豊中市財政関係資料10ページをご覧ください。実際上借りていたのが、基金の状況の左表(3)文化施設建設基金のところである。文化芸術センター建設のための基金であるが、工事が進まない限り、取り崩す予定のないものであり、これまではここから借りていたとイメージしていただければよい。ただ、文化芸術センターの建設工事が既に進んでおり、返さなければ工事ができないため、平成26年度で解消した。

委員：議員報酬について、豊中市特別職報酬等審議会関係資料16~18ページを見ると、市議会の開議日数が載っているが、たとえば中核市で比した17ページの表を見ると、豊中市は69日となっているが、東大阪市や尼崎市は120日、118日といふことで100日を超えている。日数の違いに応じて、たとえば開議日数が少ないので、この報酬が適当なのかといふ点について議論しなくてよいか。

事務局：議会の開議日数については、たとえば西宮市は議会改革で23日、アサヒビール工場跡地問題で10日といふように、その時々で大きな問題となる事項について議会を開催し、議論をしている場合がある。出席した回数によって、いわゆる実費精算をするといふ考え方が昔から議論されているところではあるが、それによって議員活動が十分に確保できるかについては、様々なファクターがあるため一概には言えない。開議日数が増えているといふのはその時に発生した大きな問題について対応しているといふことである。

ちなみに、平成26年度豊中市は市長の改選期であつたために、臨時議会を開催している関係上、6月議会を少なくしたため、定例会開議日数が減少しているも

のである。

委員：議員報酬というものは、議会の出席回数によるのか、日常の活動も含まれているのか難しいところではあるが、両方の要素があると思う。著しく開議日数が少ないとおかしいような気もするが、議会だけが仕事ではなく、日常の政務活動も仕事であり、両方を勘案して考えていく必要がある。

3. (案件2) 政務活動費について

資料「政務活動費に関する資料」に基づき、豊中市議会政務活動費の交付に関する条例や規程、大阪府内や近隣都市・類似都市の交付額の状況について、事務局が説明を行った。

(質疑・意見交換)

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：政務活動費については、前年マスコミをにぎわせていたが、それ以降何か変化があったのか。執行率について平成24年度92%、平成25年度が92%で、平成26年度が88.9%ということで、わずかだが執行率が下がっているのは、議員の皆さんが執行についてシビアに考えるようになったという結果なのか、たまたまなのか。

事務局：たまたまであると考えている。議員の改選期で、調査研究に伴う視察について回数が減るという要因もあり、減少したのではないかと考えている。

委員：事務局側でチェックの内容ややり方について、世間で騒がれている様子を受けて体制を変えたということはないか。これまでも厳しきでは定評のある豊中というのは承知の上だが、新しい方法を取り入れてみるとか、工夫しているところはるか。

事務局：審査の方法については変わらない。毎回、議員の方には提出書類や添付資料については市民の方に説明できるよう、できるだけ細かい資料の提出を求めている。

委員：会派ごとに何か工夫をしていることについて聞き及んでいることはないか。資料等の提出にあたってこれまでとはだいぶ変えてきたなど印象が受けられるような内容はないか。

事務局：特にない。

委員：誰が見てもわかるというものを提出していただくということを言い続けるしかないものだと思うので、そこは徹底していただきたい。

事務局：会派の担当にならないと内容に触れないということもあるので、審査時に同じ指摘をさせていただくことがある。ただ、添付資料については、1年後、2年後にきちんと説明できるかを考えながら、書類を作成していただいているとともに、事務局からも徹底をお願いしている。

委員：今まで、これは不適切だから執行を認めないといったものはあったか。

事務局：前もってご相談を受けることがあり、その際に、不適切であるとか、執行しないで下さいといったお答えをさせていただいている。

4. (案件3) その他について

意見等がないか確認後、閉会とする。

(審議会終了)